

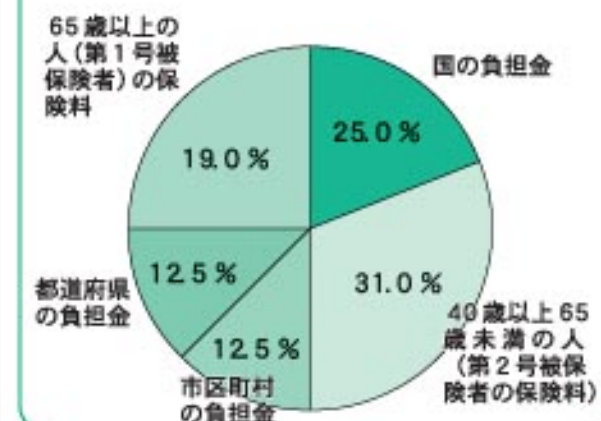
平成18年度の介護保険料について

Q. 保険料の財源はどのようになっているの？

A. 保険料は大切な財源として以下のようになっています。

皆さんが納める保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源となっています。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、介護保険料を必ず納めましょう。

居宅給付費の負担割合



◆基準額が決まります◆

皆さんの住む市の介護サービスに係る費用の総額（利用者負担分を除く）の19%分に応じて、65歳以上の人の保険料の基準額が決まります。

基準額(月額)

市区町村の介護サービス総費用
のうち第1号被保険者負担分
市区町村の第1号被保険者数 ÷ 12ヵ月

本荘由利広域市町村圏組合では、**4,170円**

主な改正のポイント

1 施設利用時の「居住費」と「食費」が自己負担となります。

なぜ、居住費と食費が自己負担となるのですか？

施設に入所している人の「居住費」と「食費」は介護保険から給付されていましたが、在宅の人は「居住費」と「食費」を自己負担しており、施設に入所している人にも在宅の人と同様に自己負担をお願いすることになりました。

自己負担額は、施設との契約内容により異なります。

居住費とは…施設の利用代・電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用
食費とは…食材料費・調理コストに相当する費用（栄養管理は保険給付の対象）

介護保険制度のサービスと保険料

介護保険は、介護を要する状態になっても、できるかぎり自宅で自立した日常生活が営めるように、必要な介護サービスを総合的に提供する社会保険制度です。

〜制度改正から1年、改正の内容をわかりやすく紹介します〜

- 対象となる施設およびサービス
- ①介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
 - ②シヨートステイにおける居住費と食費
 - ③通所介護と通所リハビリテーションにおける食費

◆所得の低い人は軽減されます。
（「特定入所者介護（支援）サービス費」（通所サービスは除く）

所得の低い人の施設利用が困難にならないよう、所得の段階（利用者負担段階）に応じた自己負担限度額が決められ、限度額を超えた分は介護保険から給付されます。
※所得の低い人に対する負担軽減は次の表のとおりです。

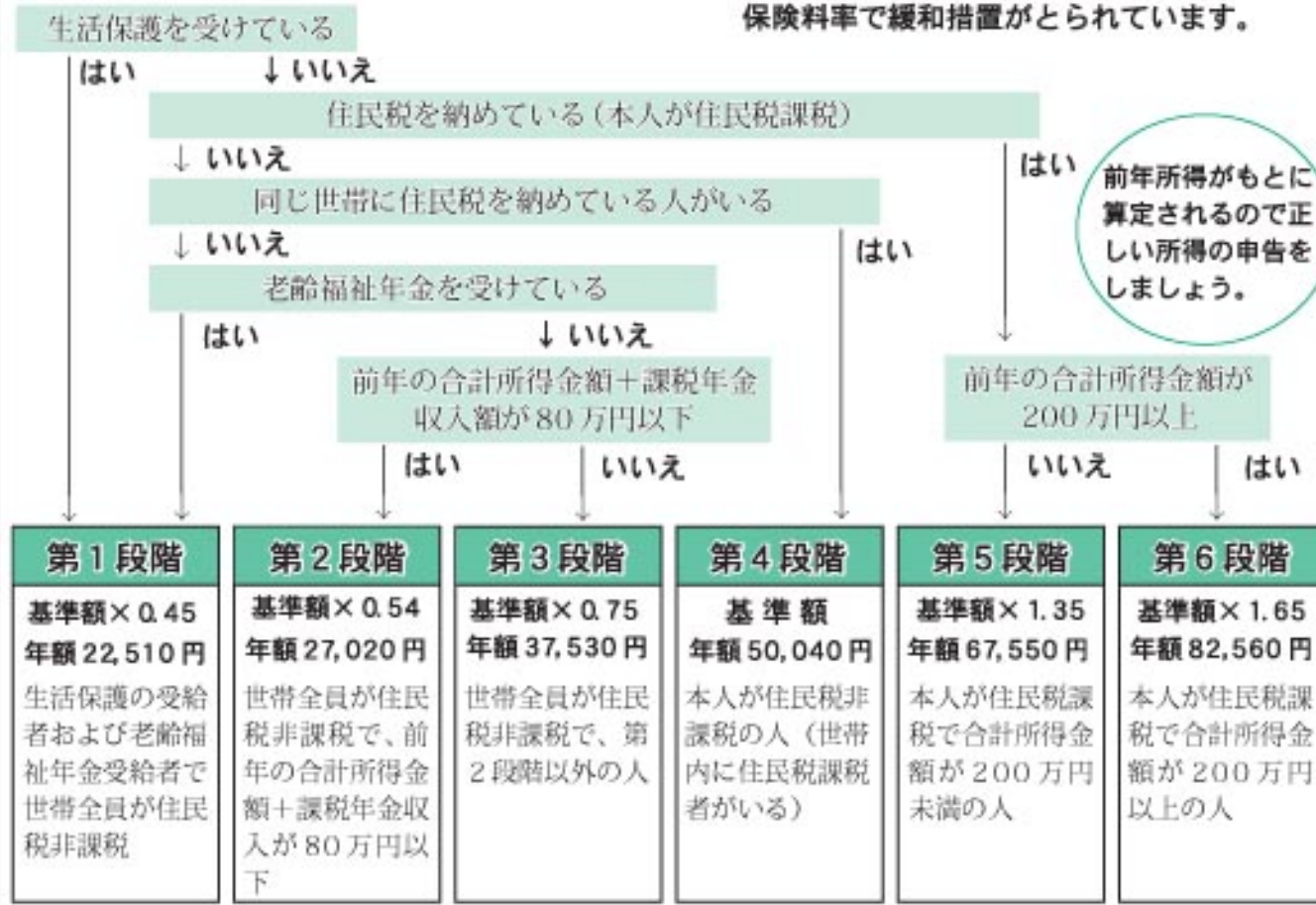
Q. 保険料はどのように決められているの？

A. 保険料は所得に応じて決まります。

市区町村によって決められた基準額をもとに、低所得者の人に過重な負担とならないよう、所得段階別の保険料が決められます。

◎あなたの介護保険料は？

※税制改正により保険料段階が上がる人には、保険料率で緩和措置がとられています。



利用者負担段階	1日あたりの居住費		1日あたりの食費
	従来型個室	多床室	
第1段階 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給者等	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税 (合計所得金額+年金収入が年間80万円以下の方)	490円 (320円)	320円	390円
第3段階 ・世帯全員が住民税非課税 (第1段階と第2段階以外の方)	1,310円 (820円)	320円	650円
第4段階 ・上記以外の方	1,640円 (820円)	320円	1,380円

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

対象世帯	負担上限額
・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・生活保護受給者	15,000円
・世帯全員が住民税非課税 (合計所得金額+年金収入が年間80万円以下の方)	15,000円
・世帯全員が住民税非課税 (上記以外の方)	24,600円
・上記以外の方	37,200円

2 介護サービス費用の利用者負担の上限額が変わりました。所得の低い方の負担を軽減するため、世帯全員が住民税非課税の方の利用者負担の上限額は次のようになっています。

申請が不要です!!
負担の軽減を受けるためには、市の担当窓口へ申請し、「介護保険特定負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者へ提示することが必要です。